特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	介護保険に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
船橋市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	介護保険に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名
船橋市長

公表日
令和7年1月31日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	介護保険法（平成9年法律第123号）及び船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号）等の規定に従い、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）認定及び保険給付等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表の100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①介護保険の被保険者の資格を把握するため、住民基本台帳や届出等により資格情報を管理する。 ②介護保険料の賦課決定のため、被保険者の所得情報を確認する。 ③介護保険料の徴収のため、賦課情報を確認する。 ④徴収した保険料等の把握のため、収納情報を管理する。 ⑤滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑥認定情報の把握のため、認定情報を管理する。 ⑦被保険者への給付事務を行うため、認定情報を確認する。また、給付状況の把握のため、給付情報を管理する。 ⑧個人番号が記載された受給者異動連絡票により、高額介護サービス費等の給付等に係る事務を行う。 ⑨サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）経由で、以下の届出を受領する。 ・要介護・要支援認定の申請 ・要介護・要支援更新認定の申請 ・要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ・居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 ・負担割合証の再交付申請 ・被保険者証の再交付申請 ・高額介護(予防)サービス費の支給申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 ・住所移転後の要介護・要支援認定の引継ぎ
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	①検索機能 ・被保険者の宛名情報、資格情報、保険料の賦課・収納情報、認定情報、給付情報等を検索・照会する機能 ②入力機能 ・被保険者に関する各種届出並びに住民基本台帳及び所得情報等の異動等の入力を行う機能 ③一括処理機能 ・帳票の一括印刷、データ取込及び一括更新等の機能 ④帳票印刷機能 ・被保険者証等を印刷する機能 ・被保険者への通知書等を印刷する機能 ⑤庁内連携機能 ・庁内連携機能を利用して、宛名、所得情報を取得する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、申請管理システム　）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）
②システムの機能	①宛名管理機能 ・既存業務システムから住民登録者データ・住民登録外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウエイシステムへ送信する。 ④情報提供機能 ・各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 ・自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 自治体中間サーバー、住基ネットゲートウエイシステム、介護保険システム、申請管理システム ）
システム3	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 ・自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 ・自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 ・自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー） ）

システム4	
①システムの名称	介護保険審査支払等システム
②システムの機能	①受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、千葉県国民健康保険団体連合会へ送信する。 ②受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、千葉県国民健康保険団体連合会へ送信する。 ※千葉県国民健康保険団体連合会が使用するデータについて、電子メール方式で保険者（船橋市）から千葉県国民健康保険団体連合会へ、データの送信を行う。なお、保険者（船橋市）と千葉県国民健康保険団体連合会との通信環境は専用回線を使用している。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 申請管理システム　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	住民が電子申請を行った際の申請データを受領する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 介護保険システム、サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）　）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の100の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項、132の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項、158の項、161の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
―	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名		
介護保険情報ファイル		
2．基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		介護保険システムに情報が記録されている介護保険の被保険者及びその世帯員等
	その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な介護保険事務を行うため
④記録される項目		[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [○] 災害関係情報 [○] その他　（　口座関係情報　）
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報（内部番号）：対象者を正確に特定するために必要 ・4情報（氏名、性別、生年月日、住所）：資格要件の確認及び、通知書等の送付先情報に必要 ・連絡先（電話番号）：本人への連絡等に必要 ・住民票関係情報：世帯の把握等に必要 ・地方税関係情報：収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うために必要 ・健康・医療関係情報：主治医の意見書等のために必要 ・医療保険関係情報：医療保険関係情報により資格の確認、高額医療合算等を行うために必要 ・障害者福祉関係情報：被保険者の適用除外の確認等を行うために必要 ・生活保護・社会福祉関係情報：生活保護受給者に対する保険料の賦課等を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報：資格取得者の把握や算出した介護保険料を基に対象者に納入通知書等の発行を行うとともに認定情報等を基に給付事務を行うために必要 ・年金関係情報：年金からの保険料の特別徴収等を行うために必要 ・災害関係情報：保険料・利用料の軽減等を行うために必要 ・口座関係情報：介護給付費等口座振込先確認のため保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年3月15日
⑥事務担当部署		船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課・市民税課・国保年金課・債権管理課・生活支援課・障害福祉課・会計課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 各年金保険者、デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 千葉県後期高齢者医療広域連合、市町村 ） [ ] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 千葉県国民健康保険団体連合会 ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス） ）
③使用目的 ※		被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、要介護（要支援）認定など介護保険事業を行うため
④使用の主体	使用部署	介護保険課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		介護保険業務に関する以下の事務において使用する ①被保険者の資格管理に関する事務 ・本人等の申請又は住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに資格管理を行う。 ②保険料の賦課・徴収に関する事務 ・本人等の申請又は住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等をもとに保険料の賦課・徴収を行う。 ③要介護（要支援）認定等に関する事務 ・本人等の申請又は住民票関係情報、健康・医療関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等に基づき、要介護（要支援）認定に関わる事務を行う。 ④保険給付に関する事務 ・本人等の申請又は住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等に基づき、保険給付を行う。
	情報の突合	個人番号、4情報、宛名コード及び被保険者番号を相互に突合し、個人を特定する
⑥使用開始日		平成28年3月15日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		システム運用保守業務
①委託内容		・介護保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査回答、システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生の対応支援等のシステム運用管理委託となる。
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑥再委託事項	システム運用保守業務の一部を委託する。
委託事項2～5		
委託事項2		保険者事務共同処理業務
①委託内容		高額介護サービス費支給処理等の業務を委託する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		千葉県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。
	⑥再委託事項	国保連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用業務の一部（バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録）など
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 28 ）件 [○] 移転を行っている （ 29 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	（別紙2：提供先一覧）のとおり
①法令上の根拠	（別紙2：提供先一覧）のとおり
②提供先における用途	（別紙2：提供先一覧）のとおり
③提供する情報	（別紙2：提供先一覧）のとおり
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	（別紙3：移転先一覧）のとおり
①法令上の根拠	（別紙3：移転先一覧）のとおり
②移転先における用途	（別紙3：移転先一覧）のとおり
③移転する情報	（別紙3：移転先一覧）のとおり
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [ ] 専用線 [○] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 （ 基幹系ファイルサーバー ）
⑦時期・頻度	（別紙3：移転先一覧）のとおり
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜船橋市における措置＞ ・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 （※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考
―

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

＜要配慮個人情報を含む＞
＜宛名情報＞
1.宛名番号、2.個人番号、3.法人番号、4.世帯番号、5.氏名情報、6.生年月日、7.性別、8.続柄、9.住民となった年月日、10.住民となった届出年月日、11.住民となった事由、12.住民区分、13.世帯主情報、14.現住所情報、15.住所を定めた年月日、16.住所を定めた届出年月日、17.前住所情報、18.転入元住所情報、19.転出先住所情報、20.消除情報、21.国籍、22.通称、23.送付先情報、24.送付先履歴情報、25.記事情報、26.連絡先情報、27.口座情報、28.世帯構成員情報、29.生活保護受給者情報、30.国民健康保険加入者情報、31.後期高齢者被保険者情報
＜資格情報＞
32.資格取得情報、33.施設入所情報、34.要保護境界層者情報、35.適用除外施設情報
＜賦課情報＞
36.賦課情報、37.減免猶予情報、38.賦課年金情報、39.算定根拠情報
＜収納情報＞
40.調定情報、41.収納情報、42.過誤納情報、43.還付充当情報、44.督促催告情報、45.繰越情報、46.滞納管理情報、47.処分管理情報、48.分納情報、49.分納内訳情報
＜認定情報＞
50.要介護認定情報、51.サービス種類限定情報、52.種類変更情報、53.審査会意見情報、54.訪問調査情報、55.特記事項、56.主治医意見書
＜給付情報＞
57.居宅サービス計画届出情報、58.給付管理票情報、59.受給者異動履歴情報、60.償還払い申請情報、61.償還払い明細基本情報、62.償還払い明細情報、63.償還払い緊急時施設療養情報、64.償還払い特定診療費情報、65.償還払い食事費用情報、66.償還払い居宅サービス計画費情報、67.償還払い福祉用具購入費情報、68.償還払い住宅改修費情報、69.償還払い集計情報、70.償還払い決定者情報、71.償還払い特定診療費明細情報、72.償還払い食事費用明細情報、73.償還払い標準負担額差額申請情報、74.事前相談情報、75.事前相談明細基本情報、76.事前相談福祉用具購入費情報、77.事前相談住宅改修費情報、78.事前相談集計情報、79.高額算定情報、80.高額申請情報、81.高額合算申請情報、82.高額合算支給決定情報、83.高額合算給付実績情報、84.給付実績基本情報、85.給付実績明細情報、86.緊急時施設療養費情報、87.特定診療費情報、88.特定診療費明細情報、89.食事費用情報、90.食事費用明細情報、91.居宅サービス計画費情報、92.福祉用具購入費情報、93.住宅改修費情報、94.給付実績集計情報、95.高額介護サービス費情報、96.給付実績エラー管理情報、97.過誤申立情報、98.再審査申立情報、99.特定入所者介護情報、100.サービス費用情報、101.社会福祉法人軽減情報、102.一時差止対象者情報、103.控除適用情報、104.支払方法変更情報、105.減額免除認定情報、106.一部負担減免情報、107.旧措置者減免情報、108.訪問介護負担額減額情報、109.特定入所者介護サービス情報、110.社会福祉法人軽減情報
＜総合事業情報＞
111.二次予防事業対象者情報、112.基本チェックリスト作成情報、113.事業対象者管理情報

＜要配慮個人情報を含む＞（標準準拠システム）
宛名番号、個人番号、氏名情報、性別、生年月日、異動年月日、住登外者情報、支援措置対象者情報、保険者情報、他自治体情報、金融機関情報、金融機関店舗情報、医療保険者情報、事業所情報、事業所口座情報、事業所サービス種類情報、事業所受領委任情報、事業所種別情報、事業所送付先情報、所属者情報、所属者職種情報、所属者口座情報、所属者送付先情報、仕向金融機関情報、不現住情報、送付先情報、連絡先情報、口座情報、介護保険世帯情報、特記事項情報、住民税情報、所得照会情報、国民健康保険情報、後期高齢者医療_被保険者情報、医療保険加入情報、生活保護受給者情報、老齢福祉年金受給者情報、境界層者情報、公示送達記録情報、情報照会情報、関連ファイル情報、発行履歴情報、文言マスタ情報、被保険者情報、施設入退所者情報、証交付情報、適用除外施設入所者情報、保険料マスタ情報、賦課基本情報、賦課期割情報、減免徴収猶予情報、収納履歴情報、還付充当情報、繰越情報、連帯納付義務者情報、過誤納情報、滞納管理情報、時効管理情報、分納計画情報、利用者負担減免情報、社会福祉法人等利用者負担軽減情報、訪問介護利用者負担額減額情報、負担限度額認定情報、利用者負担額軽減（離島等地域・中山間地域等）情報、負担割合情報、給付制限情報（償還払い化）、給付制限情報（一時差止・控除適用）、給付制限情報（給付額減額・減額免除）、給付制限情報（保険給付制限）、第2号被保険者保険給付差止情報、要介護認定情報、サービス種類指定情報、介護給付費単位数表情報、支給限度額情報、基準該当比率情報、地域差区分別給付単価情報、種類別減額給付率情報、利用者負担減免率情報、高額介護サービス費負担上限額情報、特定入所者介護サービス費基準費用額情報、特定入所者介護サービス費負担限度額情報、受領委任払い情報、第三者行為情報、居宅サービス計画届出情報、住宅改修事前申請情報、住宅改修費情報、福祉用具購入費情報、償還払い申請・支給実績情報、特定入所者介護サービス費負担額差額支給申請情報、市町村特別給付情報、軽度者福祉用具貸与例外支給情報、年間高額収入申請情報、高額算定根拠情報、高額支給対象者情報、年間高額対象者情報、高額介護申請・支給実績情報、高額障害福祉給付費等対象者情報、給付支払情報、年間高額支給申請情報、開示資料等情報、認定調査予定情報、認定調査情報、意見書情報、合議体情報、認定審査会情報、認定審査会対象者情報、謝金・報酬単価情報、認定調査委託料情報、意見書作成料情報、審査員報酬情報、事業対象者情報、住所地特例者事業対象者情報、総合事業サービスコード情報、総合事業償還払い申請・支給実績情報、総合事業高額支給対象者情報、総合事業高額介護申請・支給実績情報、総合事業年間高額対象者情報、総合事業年間高額支給申請情報、財産管理情報、分納誓約情報、特別徴収該当者情報

（別紙2：令和7年1月31日現在　提供先一覧）
番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No	提供先	法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項）	提供先における用途（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報）（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている特定個人情報）
1	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	・健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
2	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	・健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの ・介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
3	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
4	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
5	都道府県知事	11	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
6	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
7	市町村長	27	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	38	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
9	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
10	日本私立学校振興・共済事業団	56	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
11	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
12	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
13	市町村長又は国民健康保険組合	70	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
14	市町村長	80	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

No	提供先	法令上の根拠（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項）	提供先における用途（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報）（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲げられている特定個人情報）
15	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
16	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
17	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
18	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
19	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
20	後期高齢者医療広域連合	116	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
21	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
22	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	128	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
23	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
24	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
25	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
26	都道府県知事又は市町村長	145	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
27	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるも
28	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの

（別紙３：令和7年1月31日現在　移転先一覧）介護保険情報ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
2	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
3	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
4	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
5	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
6	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
7	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表116の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
8	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
9	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条2項及び別表その1の6の項	補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
10	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の5の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
11	市民税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・紙	1月（年1回）及び照会を受けたら都度
12	資産税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・紙	照会を受けたら都度
13	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の9の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	月初（月1回）及び照会を受けたら都度
14	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の10の項	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
15	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の17の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
16	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の2の項	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
17	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
18	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表70の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・紙	照会を受けたら都度
19	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
20	健康危機対策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
21	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
22	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
23	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
24	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条2項及び別表その1の1の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
25	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の4の項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
26	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の13の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報、同省令第14条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
27	住宅政策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の8の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
28	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の14の3の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	その他（基幹系ファイルサーバー）	該当あれば毎日
29	地域福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜申請・届出資料からの入手（紙、電子データ）＞ ・届出、申請にあたり記載すべき書類は、法令によって定められた記入すべき項目を明示している。 ・申請の受付時、本人または代理人の本人確認をしたうえで、申請内容が対象者の情報であることを確認する。 ＜住基CSの参照による取得＞ ・住基CSオンライン端末による取得について、端末を操作する職員は関係事務従事者に限定し、個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行う。また、対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ＜庁内連携による取得＞ ・システムにより必要な情報以外を取得しないよう制限をかけている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞ ①申請書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。 ②調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。 ③介護保険システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。 ④住民がサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ⑤サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞ ①申請等の情報入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除または訂正を行った者以外の者が確認する。 ②入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。 ③住民がサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞ ①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③全職員を対象として、情報管理職場研修（上司と部下が情報管理について確認する研修）及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。 ④サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN 等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 ＜必要な情報以外を入手することを防止するための措置＞ ①住民がサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		＜宛名システム等における措置＞ 個人番号利用業務以外又は、個人番号を必要としない業務から介護保険に関する情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。また、権限のない者のアクセスは認めていない仕組みとしている。 ＜事務で使用するその他のシステムにおける措置＞ システムごとに権限管理を行っており、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か		［ 十分である ］ ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理		［ 行っている ］ ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
	具体的な管理方法	＜ユーザ認証の管理＞ ①介護保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の担当業務に基づきアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ②サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）をLGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。 ＜アクセス権限の発行・失効の管理＞ ①職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ②異動等により所属が変わる際には、アクセス権限を所管する所属長の承認を得て、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ③他部署にアクセス権限を付与する際には、必要なアクセスの詳細を判断し、アクセス権限を所管する所属長の承認を得て登録する。 ④異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ＜アクセス権限の管理＞ ①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ②パスワードは、強度の高いパスワードを設定させる運用をとる。また、最初のログイン時に仮のパスワードを入力し、パスワード変更を強制するよう制御する。 ③ユーザIDやアクセス権限を情報システム管理者（所属長）が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は廃止する。 ④不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。 ＜特定個人情報の使用の記録＞ ①サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）、システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ②システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ③操作者は個人まで特定でき、システム導入以降の操作記録を抽出することができる。
その他の措置の内容		業務に使用する端末を操作する際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底する。
リスクへの対策は十分か		［ 十分である ］ ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞ ①情報システム管理者（所属長）は、必要なときにいつでも操作ログを確認できる。 ②システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知する。 ③システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知する。 ④業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知する。 ⑤適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ⑥サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）へアクセスできる端末を制限する。 ⑦外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に情報システム管理者（所属長）の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ⑧外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞ ①バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。 ②船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している。 ③サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ④アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN 接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ＜その他の措置＞ ①業務端末自体に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。 ②必要な操作以外、介護保険に関する情報を表示しない。 ③必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	1 漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止 2 目的外使用及び目的外提供の禁止 3 無断複写・複製の禁止 4 授受方法 5 契約終了時の返還義務 6 従事者に対する遵守事項の周知義務 7 管理者の設置と報告 8 再委託の制限 9 苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。 10 損害賠償 11 閲覧者・更新者の制限 12 個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。 13 必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。 14 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 15 再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。
その他の措置の内容		＜情報保護管理体制の確認＞ 委託契約書の中で、委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取り扱いについて適正に行うことを規定している。
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	介護保険に関する情報の移転については、事前に書面により申請のうえ、情報セキュリティ管理者（所属長）の承認を得なければならない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜不適切な方法で移転が行われるリスクに対する措置＞ ①新たに特定個人情報の移転を開始する場合は、事前に利用目的及び根拠を記載した書面により申請のうえ、情報セキュリティ管理者（所属長）の承認を得なければならない。 ②特定個人情報は、番号法及び条例上認められる事務に限って移転を可能とする。 ＜誤った情報を移転してしまうリスクへ、誤った相手に移転してしまうリスクへの措置＞ 新たに特定個人情報の移転を開始する場合は、移転先及び移転項目並びにその利用目的が適切であるか判断し、適切な場合に限り、情報を授受するよう庁内連携システムで制御する。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　　[　　] 接続しない（提供）
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜介護保険システムの運用における措置＞ ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数及び参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ず画面ロックを行い、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ 自治体中間サーバーと情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜介護保険システムの運用における措置＞ ①介護保険システムと自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。 ②介護保険システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ 自治体中間サーバーと情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル　プライベート　ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー･プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知		[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生あり　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし
	その内容	放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	
	再発防止策の内容	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	

その他の措置の内容	【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。（※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ②情報システム管理者（所属長）が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。 ③情報システム管理者（所属長）又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 ④LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ⑤LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。 ②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ ①個人番号を含む住民情報については、既存住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民記録システムとの整合処理を行う ②LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞ ①情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ②外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ③LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ④ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜紙媒体に対する措置＞ ①特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ②窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。

8. 監査

実施の有無	［ ○ ］自己点検	［ ○ ］内部監査	［ ○ ］外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発		［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	＜船橋市における措置＞ ①職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。 ③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じることを徹底し、第三者による覗き見を防止している。 ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。

10. その他のリスク対策

＜船橋市における措置＞
①特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。
②特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。

＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
　自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退出管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062
②請求方法	情報公開コーナー（船橋市役所本庁舎11階行政資料室内）に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記録されている公文書の名称（具体的な内容）など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料 　運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（写真付）、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2302
②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	―
②実施日・期間	―
③主な意見の内容	―
3．第三者点検 【任意】	
①実施日	―
②方法	―
③結果	―

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月18日	Ⅰ　関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第7号並びに別表第二の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。）の条項 93の項（平成26年/内閣府/総務省/令第7号第46条）、94の項（平成26年/内閣府/総務省/令第7号第47条） （船橋市が提供する根拠） （別紙1　令和2年3月17日現在）のとおり	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第7号及び別表第二の93の項、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。）第46条、第47条 （船橋市が提供する根拠） （別紙1　令和2年3月17日現在）のとおり	事後	形式的な文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和3年3月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通エフ・アイ・ピー株式会社	富士通Japan株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月18日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜船橋市における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜船橋市における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	地方公共団体情報システム機構にて仕様が決まる措置内容であり、文言の記載方法が変更となったが、実質的な変更はなく、形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。

令和3年3月18日	Ⅲ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜介護保険システムの運用における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①（略） ②（略） （※1）（略） （※2）番号法別表第二及び第十九条第八号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者及び照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）（略） ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ （略）	＜介護保険システムの運用における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①（略） ②（略） （※1）（略） （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）（略） ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ （略）	事後	地方公共団体情報システム機構にて仕様が決まる措置内容であり、文言の記載方法が変更となったが、実質的な変更はなく、形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。
令和3年3月18日	Ⅲ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜介護保険システムの運用における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①（略） ②（略） ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④（略） （※）（略） ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ （略）	＜介護保険システムの運用における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①（略） ②（略） ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④（略） （※）（略） ＜自治体中間サーバーの運用における措置＞ （略）	事後	形式的な文言の修正であるため、重要な変更に当たらない。

令和3年3月18日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ 自治体中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【技術的対策】 （略）	【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー･プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 【技術的対策】 （略）	事後	地方公共団体情報システム機構にて仕様が決まる措置内容であり、文言の記載方法が変更となったが、実質的な変更はなく、形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。
令和3年3月18日	Ⅲ　リスク対策 9．従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜船橋市における措置＞ ①（略） ②（略） ③システム操作関係職員（非常勤職員、臨時職員を含む）に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④（略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①自治体中間サーバー･プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②自治体中間サーバー･プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜船橋市における措置＞ ①（略） ②（略） ③システム操作関係職員（会計年度任用職員を含む）に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ④（略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	事後	形式的な文言の修正であるため、重要な変更にあたらない。 地方公共団体情報システム機構にて仕様が決まる措置内容であり、文言の記載方法が変更となったが、実質的な変更はなく、形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。

令和4年3月31日	Ⅰ　基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第50条	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年3月31日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） ・番号法第19条第7号及び別表第二の93の項、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。）第46条、第47条 （船橋市が提供する根拠） （別紙1　令和2年3月17日現在）のとおり	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の93の項、94の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更及び法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添1）　特定個人情報ファイル記録項目	＜要配慮個人情報を含む＞ ＜宛名情報＞ （略） ＜資格情報＞ （略） ＜賦課情報＞ （略） ＜収納情報＞ （略） ＜認定情報＞ （略） ＜給付情報＞ 57～110（略） 111.二次予防事業対象者情報、112.基本チェックリスト作成情報 ＜総合事業情報＞ 113.事業対象者管理情報	＜要配慮個人情報を含む＞ ＜宛名情報＞ （略） ＜資格情報＞ （略） ＜賦課情報＞ （略） ＜収納情報＞ （略） ＜認定情報＞ （略） ＜給付情報＞ 57～110（略） ＜総合事業情報＞ 111.二次予防事業対象者情報、112.基本チェックリスト作成情報、113.事業対象者管理情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[　]行政機関・独立行政法人等 (　　)	[○]行政機関・独立行政法人等 (各年金保険者)	事後	照会先の追加にあたり、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じず、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	介護保険業務に関する以下の事務において使用する ①～③(略) ④保険給付に関する事務 ・本人等の申請又は住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、災害関係情報等に基づき、保険給付を行う。	介護保険業務に関する以下の事務において使用する ①～③(略) ④保険給付に関する事務 ・本人等の申請又は住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等に基づき、保険給付を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている　(26件)	[○]移転を行っている　(28件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	(別紙2：令和2年3月17日現在　提供先一覧)	(別紙2：令和4年3月31日現在　提供先一覧)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙3：令和2年3月17日現在　移転先一覧)	(別紙3：令和4年3月31日現在　移転先一覧)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	＜ユーザ認証の管理＞ （略） ＜アクセス権限の発行・失効の管理＞ （略） ＜アクセス権限の管理＞ ①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ②パスワードは90日毎に変更するようにシステムで制御する。その際は変更前と同じものは使用できないように制御する。 ③ユーザIDやアクセス権限を情報システム管理者（所属長）が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は廃止する。 ④不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。 ＜特定個人情報の使用の記録＞ （略）	＜ユーザ認証の管理＞ （略） ＜アクセス権限の発行・失効の管理＞ （略） ＜アクセス権限の管理＞ ①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ②パスワードは、強度の高いパスワードを設定させる運用をとる。また、最初のログイン時に仮のパスワードを入力し、パスワード変更を強制するよう制御する。 ③ユーザIDやアクセス権限を情報システム管理者（所属長）が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は廃止する。 ④不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。 ＜特定個人情報の使用の記録＞ （略）	事後	パスワードの運用について、国等の方針を考慮して修正したものであり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞ ①～⑤（略） ＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞ ①～②（略） ＜その他の措置＞ ①～③（略）	＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞ ①～⑤（略） ⑥外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞ ①～②（略） ＜その他の措置＞ ①～③（略）	事後	従来から行っていた措置について、明記しておくことが望ましいと考えて追記したものであり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	ー	市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。 ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	ー	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。 なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ 個人番号を含む住民情報については、既存住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民記録システムとの整合処理を行う。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞ 情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ＜紙媒体に対する措置＞ ①～②（略）	＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ 個人番号を含む住民情報については、既存住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民記録システムとの整合処理を行う。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞ ①情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ②外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ＜紙媒体に対する措置＞ ①～②（略）	事後	従来から行っていた措置について、明記しておくことが望ましいと考えて追記したものでり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和4年3月31日	Ⅲ　リスク対策 10. その他のリスク対策	＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ （略）	＜船橋市における措置＞ ①特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ②特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。 ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ （略）	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更に伴い、新たに追記したもので、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年3月31日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2017/2/2	2022/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年3月13日	Ⅰ　基本情報 1．個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	（略）	（略） ⑨サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）経由で、以下の届出を受領する。 ・要介護・要支援認定の申請 ・要介護・要支援更新認定の申請 ・要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ・居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 ・負担割合証の再交付申請 ・被保険者証の再交付申請 ・高額介護(予防)サービス費の支給申請 ・介護保険負担限度額認定申請 ・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 ・住所移転後の要介護・要支援認定の引継ぎ	事前	本項目は、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないが、他の重要な変更に伴う変更であるため、提出時期は事前とする。
令和5年3月13日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	①（略） ②（略） ③他のシステムとの接続 ［〇］その他（団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）））	①（略） ②（略） ③他のシステムとの接続 ［〇］その他（団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）、申請管理システム）	事前	本項目は、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないが、他の重要な変更に伴う変更であるため、提出時期は事前とする。
令和5年3月13日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	①（略） ②（略） ③他のシステムとの接続 ［〇］その他（自治体中間サーバー、住基ネットゲートウエイシステム、介護保険システム）	①（略） ②（略） ③他のシステムとの接続 ［〇］その他（自治体中間サーバー、住基ネットゲートウエイシステム、介護保険システム、申請管理システム）	事前	本項目は、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないが、他の重要な変更に伴う変更であるため、提出時期は事前とする。

令和5年3月13日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	－	①システムの名称 　サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス） ②システムの機能 　・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 　・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 ［〇］その他（申請管理システム）	事前	本項目は、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないが、他の重要な変更に伴う変更であるため、提出時期は事前とする。
令和5年3月13日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	－	①システムの名称 　申請管理システム ②システムの機能 住民が電子申請を行った際の申請データを受領する機能 ③他のシステムとの接続 ［〇］その他（介護保険システム、サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス））	事前	本項目は、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないが、他の重要な変更に伴う変更であるため、提出時期は事前とする。
令和5年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	［　］その他（　　）	［〇］その他（　口座関係情報　）	事後	公金受取口座の制度の開始に伴い、主な記録項目として明確にするために追記したものであり、元々口座情報を保有していることから、リスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
令和5年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	（略）	（略） ・口座関係情報：介護給付費等口座振込先確認のため保有	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ３．特定個人情報の入手・使用 ①入手元	［〇］行政機関・独立行政法人等（各年金保険者）	［〇］行政機関・独立行政法人等（各年金保険者、デジタル庁）	事後	情報提供ネットワークシステムによる照会の照会先の追加に伴う変更であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更に当たらない。
令和5年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ３．特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	［ ］その他（　　）	［〇］その他（サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス））	事前	本項目は、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないが、他の重要な変更に伴う変更であるため、提出時期は事前とする。
令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 ２．特定個人情報の入手 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞	＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略） ③（略）	＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略） ③（略） ④住民がサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ⑤サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な変更に当たる。

令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞	＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略）	＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略） ③住民がサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	重要な変更に当たる。
令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞	＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略） ③（略）	＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略） ③（略） ④サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN 等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事前	重要な変更に当たる。
令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜必要な情報以外を入手することを防止するための措置＞	－	＜必要な情報以外を入手することを防止するための措置＞ ①住民がサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	重要な変更に当たる。

令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 ＜ユーザ認証の管理＞	＜ユーザ認証の管理＞ 介護保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の担当業務に基づきアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。	＜ユーザ認証の管理＞ ①介護保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の担当業務に基づきアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ②サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）をLGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。	事前	重要な変更に当たる。
令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 3．特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 ＜特定個人情報の使用の記録＞	＜特定個人情報の使用の記録＞ ①システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ②操作者は個人まで特定でき、システム導入以降の操作記録を抽出することができる。	＜特定個人情報の使用の記録＞ ①サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）、システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ②システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ③操作者は個人まで特定でき、システム導入以降の操作記録を抽出することができる。	事前	重要な変更に当たる。
令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 3．特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞	＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略） ③（略） ④（略） ⑤（略） ⑥外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略） ③（略） ④（略） ⑤（略） ⑥サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）へアクセスできる端末を制限する。 ⑦外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に情報システム管理者（所属長）の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSB メモリ等のみを使用する。 ⑧外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	重要な変更に当たる。

令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞	＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略）	＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞ ①（略） ②（略） ③サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ④アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN 接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。	事前	重要な変更に当たる。
令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。 ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。 なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ 個人番号を含む住民情報については、既存住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民記録システムとの整合処理を行う。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞ ①（略） ②（略） （略）	＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ ①個人番号を含む住民情報については、既存住民記録システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民記録システムとの整合処理を行う ②LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞ ①（略） ②（略） ③LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 （略）	事前	重要な変更に当たる。

令和5年3月13日	Ⅲ　リスク対策 10. その他のリスク対策	＜船橋市における措置＞ ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・（略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ （略）	＜船橋市における措置＞ ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ・（略） ＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ （略）	事後	組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和5年3月13日	Ⅳ　開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2062	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月13日	Ⅳ　開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部法務課へ進捗状況を報告する。	問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月13日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/3/31	2023/3/13	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月22日	Ⅰ　基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局健康・高齢部介護保険課	船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月22日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	船橋市健康福祉局健康・高齢部介護保険課	船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月22日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	（別紙2：令和4年3月31日現在　提供先一覧）	（別紙2：令和6年3月22日現在　提供先一覧）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和6年3月22日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	（別紙3：令和4年3月31日　移転先一覧）	（別紙3：令和6年3月22日現在　移転先一覧）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月22日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜船橋市における措置＞ ・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 （※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ・介護保険システムのバックアップシステムデータの授受に利用する電磁的記録媒体については、関係者以外が立ち入ることができない執務室内での取扱いに限られており、また使用後は定められた場所で施錠して管理している。 ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略）	＜船橋市における措置＞ ・データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 （※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略）	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和6年3月22日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。（※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ②～⑤（略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略） 【技術的対策】 （略）	【物理的対策】 ＜船橋市における措置＞ ①管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。（※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。） ②～⑤（略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略） 【技術的対策】 （略）	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和6年3月22日	Ⅳ　開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	船橋市健康福祉局健康・高齢部介護保険課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2302	船橋市健康福祉局高齢者福祉部介護保険課 〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話　047-436-2302	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和7年1月31日	Ⅰ　基本情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	（略） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の68の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 （略）	（略） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の100の項の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 （略）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	Ⅰ　基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項	番号法第9条第1項及び別表の100の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年1月31日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の93の項、94の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、108の項、109の項、117の項、120の項	（船橋市が照会する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項、132の項 （船橋市が提供する根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項、158の項、161の項	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 （別添1）　特定個人情報ファイル記録項目	（略）	（略） 「＜要配慮個人情報を含む＞（標準準拠システム）」以下を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている（32件） [〇]移転を行っている（28件）	[〇]提供を行っている（28件） [〇]移転を行っている（29件）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	（別紙2：令和6年3月22日現在　提供先一覧）	（別紙2　令和7年1月31日現在）のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1	（別紙3：令和6年3月22日現在　移転先一覧）	（別紙3　令和7年1月31日現在）のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜船橋市における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略）	＜船橋市における措置＞ （略） ＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。 その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 ②・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7．特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【物理的対策】 （略） 【技術的対策】 （略）	【物理的対策】 （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 （略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	重要な変更

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容 上欄の続き		④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（略） ＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞ ①～③（略） （略）	（略） ＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞ ①～③（略） ④ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 （略）	事前	重要な変更

令和7年1月31日	Ⅲ　リスク対策 １０．その他のリスク対策	（略）	（略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅴ　評価実施手続 １．基礎項目評価 ①実施日	令和5年3月13日	令和7年1月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

（別紙2：令和4年3月31日現在　提供先一覧）
番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No	提供先	法令上の根拠 （番号法別表第二の項番号）	提供先における用途 （番号法別表第二に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報） （番号法別表第二に掲げられている特定個人情報）
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	5	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
9	市町村長	17	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事	22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
12	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
13	日本私立学校振興・共済事業団	33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
14	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

No	提供先	法令上の根拠（番号法別表第二の項番号）	提供先における用途（番号法別表第二に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報）（番号法別表第二に掲げられている特定個人情報）
15	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
16	市町村長又は国民健康保険組合	43	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
17	市町村長	56の2	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
18	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
19	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
21	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
22	後期高齢者医療広域連合	81	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
24	厚生労働大臣	88	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	90	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
27	厚生労働大臣又は共済組合等	95	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

No	提供先	法令上の根拠 （番号法別表第二の項番号）	提供先における用途 （番号法別表第二に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報） （番号法別表第二に掲げられている特定個人情報）
29	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事又は市町村長	109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
31	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

（別紙2：令和6年3月22日現在　提供先一覧）
番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No	提供先	法令上の根拠 （番号法別表第二の項番号）	提供先における用途 （番号法別表第二に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報） （番号法別表第二に掲げられている特定個人情報）
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	・健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	・健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	5	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
9	市町村長	17	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事	22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
12	社会福祉協議会	30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
13	日本私立学校振興・共済事業団	33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
14	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

No	提供先	法令上の根拠（番号法別表第二の項番号）	提供先における用途（番号法別表第二に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報）（番号法別表第二に掲げられている特定個人情報）
15	市町村長又は国民健康保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
16	市町村長又は国民健康保険組合	43	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
17	市町村長	56の2	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
18	地方公務員共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
19	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
21	後期高齢者医療広域連合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
22	後期高齢者医療広域連合	81	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
24	厚生労働大臣	88	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	90	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
27	厚生労働大臣又は共済組合等	95	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

No	提供先	法令上の根拠 （番号法別表第二の項番号）	提供先における用途 （番号法別表第二に掲げられている事務）	提供する情報（特定個人情報） （番号法別表第二に掲げられている特定個人情報）
29	都道府県知事又は市町村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事又は市町村長	109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
31	厚生労働大臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

（別紙３：令和4年3月31日現在　移転先一覧）介護保険情報ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第3項 ・番号法別表第二の11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
2	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の17の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
3	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
4	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
5	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
6	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
7	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の81の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
8	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
9	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条2項及び別表その1の6の項	補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
10	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の5の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
11	市民税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・紙	1月（年1回）及び照会を受けたら都度
12	資産税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・紙	照会を受けたら都度
13	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の9の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	月初（月1回）及び照会を受けたら都度
14	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の10の項	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
15	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の17の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
16	保育認定課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の2の項	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
17	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
18	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の43の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・紙	照会を受けたら都度
19	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
20	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
21	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
22	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
23	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
24	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条2項及び別表その1の1の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
25	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の4の項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
26	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の13の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報、同省令第14条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
27	住宅政策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の8の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
28	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の14の3の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	その他（基幹系ファイルサーバー）	該当あれば毎日

（別紙３：令和6年3月22日現在　移転先一覧）介護保険情報ファイルに係る移転先

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号。以下「船橋市番号利用条例」という。）第3条第3項 ・番号法別表第二の11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
2	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の17の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
3	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
4	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
5	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
6	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
7	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の81の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
8	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
9	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条2項及び別表その1の6の項	補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
10	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の5の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
11	市民税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・紙	1月（年1回）及び照会を受けたら都度
12	資産税課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の7の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・紙	照会を受けたら都度
13	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の9の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	月初（月1回）及び照会を受けたら都度
14	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の10の項	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
15	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の17の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
16	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の2の項	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
17	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
18	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の43の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・紙	照会を受けたら都度
19	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
20	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
21	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
22	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
23	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
24	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条2項及び別表その1の1の項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
25	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の4の項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度

No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象となる本人の数	⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
26	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の13の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報、同省令第14条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	・庁内連携システム ・電子メール ・紙 ・その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
27	住宅政策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の8の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	1万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	その他（基幹系ファイルサーバー）	照会を受けたら都度
28	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の14の3の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	介護保険システムに情報が記載されている介護保険の被保険者及びその世帯員等	その他（基幹系ファイルサーバー）	該当あれば毎日